

町長選挙の投票日は9月6日から8月30日に変更となりました。

8/30(日) 松田町長選挙 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票時間 7:00~20:00 開票 21:00~ 町体育館

松田町長選挙は9月6日に執行する予定でしたが、衆議院議員総選挙等が8月30日に行われることとなったため、投票される方の利便性や投票率の向上を考慮し、また、経費節減の観点からも検討した結果、**8月30日に変更**します。

このため8月30日には、松田町長選挙、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査を行います。投票できる方には、投票所入場券(ハガキ)を衆議院議員総選挙は8月中旬、松田町長選挙は8月下旬にそれぞれ発送します。選挙当日は、入場券を持ち、指定の投票所で投票してください。「届かない」「紛失した」等の場合も投票できますので、係員にお申し出ください。大切な権利を無駄にしないために、忘れず投票しましょう。

【問合せ】町選挙管理委員会 ☎83-1221

町ホームページで選挙速報をご覧になれます!

<http://town.matsuda.kanagawa.jp/news/senkyo/sokuhou.html>

期日前投票・不在者投票について

仕事や旅行、冠婚葬祭などで選挙当日に投票できない方は期日前投票をご利用ください。

① 町の期日前投票所で投票

選挙前日までの都合の良い日に投票できます。期日前投票の投票場所は、いずれの選挙も町役場1階1AB会議室で、午前8時30分から午後8時まで投票をすることができます。

なお、選挙区分ごとに期間が、次のとおり異なりますのでご注意ください。投票所入場券が届いている方はお持ちください。

● 衆議院議員選挙の期日前投票

期間 8月19日(水)~8月29日(土)

● 最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票

期間 8月23日(日)~8月29日(土)

● 町長選挙の期日前投票

期間 8月26日(水)~8月29日(土)

② 滞在先(町外)の選挙管理委員会での投票

滞在先から町の選挙管理委員会に対し投票用紙を請求してください。交付を受けたら、滞在地の選挙管理委員会へ持っていくき不在者投票してください。

③ 病院等での投票

県の選挙管理委員会が指定した病院等に、入院・入所中の方が対象となります。入院・入所先で申し込み、不在者投票してください。

④ 郵便等での投票

身体に重度の障害がある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の要件に該当する方)に限る。および介護保険法の区分が要介護5である方で、町選挙管理委員会からあらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けた方は、郵便等による不在者投票ができます。

ただし、郵便等による不在者投票を希望する方は、用紙の請求期限である8月26日までに申請されないと不在者投票ができませんのでご注意ください。

また、郵便等投票証明書の交付を受けていない方や有効期限が切れている方切れそうなのは至急ご連絡ください。

各選挙の投票方法

8月30日に行われる各選挙では、投票用紙に記載する方法が異なりますので、投票にあたっては間違いないよう注意してください。

① 松田町長選挙

投票用紙に記載されている候補者の氏名のうち、投票したい候補者氏名の上段の指定場所に「〇」印を押印する記号式投票です。

なお、期日前投票・不在者投票では、投票した候補者氏名を自書してください。

② 衆議院小選挙区選出議員選挙

投票用紙に投票したい候補者氏名を自書します。

③ 衆議院比例代表選出議員選挙

投票用紙に投票したい政党等の名称または、略称を自書します。

④ 最高裁判所裁判官国民審査

投票用紙に記載されている裁判官氏名のうち、罷免を可とする裁判官氏名の上段の指定場所に「X」を自書してください。

投票所

○投票所入場券に記載されている投票所でしか投票できません。間違いないようお願いします。

投票区	投票所	投票区域(自治会)
第1	町立公民館展示ホール	河内・中丸・中央・仲町・谷戸
第2	松田小学校家庭科教室	新松田・中沢・沢尻・谷津・宮前かなん沢・中里・城山
第3	町体育館	町屋・店屋場・仲町屋
第4	神山地域集会所	神山・茶屋
第5	萱沼児童館	萱沼
第6	寄中学校屋内運動場	弥勒寺・中山・大寺宮地(宮地地区)
第7	宇津茂地域集会所	土佐原・宇津茂・大寺宮地(大寺地区)
第8	虫沢公民館	虫沢田代
第9	湯の沢児童センター	湯の沢

投票できる方

○平成元年8月31日までに生まれた方で、松田町に住所を有する方。※最近、住所変更された方は、下記の表によります。

【町長選挙の場合】

転入	町外から松田町へ転入した方	今年5月24日までに転入の届出をした方	投票できます
転居	松田町内で転居した方	今年8月17日までに転居の届出をした方	新住所地投票所で投票できます
		今年8月18日以降に転居の届出をした方	旧住所地投票所で投票できます
転出	松田町から町外へ転出した方	今年8月25日までに転出の届出をした方	投票できません
		今年8月26日から29日までに転出の届出をした方	転出届出前であれば、期日前投票のみできます

【衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の場合】

転入	町外から松田町へ転入した方	今年5月17日までに転入の届出をした方	投票できます
転居	松田町内で転居した方	今年8月10日までに転居の届出をした方	新住所地投票所で投票できます
		今年8月11日以降に転居の届出をした方	旧住所地投票所で投票できます
転出	松田町から町外へ転出した方	今年4月19日から29日までに転出の届出をした方	転出先の市区町村で選挙人名簿に登録されていない場合は、当町で期日前投票ができる場合があります
		今年4月30日以降に転出の届出をした方	当町の選挙人名簿に登録されている人で、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていない場合は、当町で投票するか、転出先で不在者投票することになります